

令和 6 年度第 2 回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和 7 年 2 月 10 日(月)午前 10 時 00 分～午前 11 時 25 分

【場 所】 市役所本庁舎 9 階市長室会議室

【委員出席者】 段林 君子 委員長、鈴木 光 副委員長、河森 計二 委員、
中川 晶比兒 委員、毛利 節 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部人事課調査担当課長、服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第 4 条第 5 項本文の規定により、原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

3 職員の個人情報の不適切な取扱い等について

(1) 通報の概要

係長職である職員は、部下職員に対して職務上の優越的な地位を背景に心理的な圧迫を加え、部下職員の自己申告書を半強制的に接收した上、これにより得た個人情報を不適切に扱った。

また、当該部下職員との会話を同意なく録音し、当該部下職員のプライバシーを侵害した。

(2) 調査結果の報告

職員が、自己申告書を取得した際に、威圧的な言動を行った事実は認められなかった旨報告があった。なお、取得された自己申告書は、部下職員の異動により、すでに破棄されている旨も報告された。

また、業務上の会話を正確に記録するために録音を行ったことは確認され、これ自体法令違反ではないとしても、同意なく録音を行ったことにより部下職員に不快な思いをさせたことから、録音が必要な場合には、予め同意を得るなどの対応を取るよう指導した旨の報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局）。

- 自己申告書の提出は、部下全員に対して求めたのか。それとも、特定の部下職員にのみ提出を求めたのか。
- 当該職員の部下全員に提出を求めた。
- 自己申告書は廃棄されたとのことだが、どのように管理されるものなのか。
- 自己申告書の本紙は、課長が保管する。このため、係長は、取得したものを廃棄したものと考えられる。
- 録音には、私物の携帯電話を使用したのか。そうだとすると、外部への漏洩は確認されていないと断定できないのではないか。
- 削除済みであることは確認しているが、私物を使用して業務上の会話を録音することは適切でないことから、業務では職場のボイスレコーダーなどを使うよう指導した。

4 入札妨害について

(1) 通報の概要

職員は、札幌市発注の工事（総合評価落札方式）につき、本件落札者が有利に落札できるよう入札説明書を作成し、入札の公正を妨害した疑いがある。

また、職員が落札者の社員と親密な関係にあり、重大なコンプライアンス

ス違反が疑われる。

(2) 調査結果の報告

本調達案件の入札説明書の中で恣意が疑われる部分は、契約管理課によるひな形と相違はない。入札公告に当たっては、契約管理課による事前審査や、技術審査会及び資格審査委員会の審議を経た上で、所定の決裁を経て入札公告を行っている。開札後の資格審査についても、その後に技術審査会及び資格審査委員会における審議を経ていることから、職員が特定の事業者の有利になるよう入札説明書を作成し、入札の公正を妨害した事実は認められないとの報告があった。

また、職員が落札者と一定程度の親密な関係であったことは認められるものの、「職務上関係する業者等との対応に係る行動基準」に違反する事実は確認されず、重大なコンプライアンス違反があったと判断することはできない旨の報告があった。なお、行動基準に違反する事実は認められなかったとしても、第三者の不信を招く可能性はあったことから、所属長に対して、市民の不信を招くことのないよう職員を指導することを求めたとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局）。

- 落札者は、恣意が疑われた加点事由の対象か。
- 対象ではない。
- 行動基準違反はないとの結論にもかかわらず、当該職員を指導したとのことだが、なぜ指導の対象になるのか。
- 本事案の職員に明確な行動基準違反はなかったが、第三者が疑念を抱いてしまう可能性があったことが認められる。このため、職員として、周囲から疑われることがないような行動をとるよう指導を行った。

5 不適切な休暇取得及び長時間の職場離脱について

(1) 通報の概要

職員は、年次有給休暇の代わりに自由に病気休暇を取得し、年次有給休

暇を申請したにもかかわらず、後日これを取り消して病気休暇に変更したほか、休暇の申請が始業後になることが常態化しており、厳密には欠勤である。

また、勤務時間中に離席する時間が長い上、一日中外勤に出ても業務の進捗状況は芳しくなく、職務専念義務違反の疑いがある。

(2) 調査結果の報告

年次有給休暇を病気休暇に修正したことは一度あったものの、本件事情のもとでは非違行為といえるものではなく、業務開始後の休暇の連絡についても、業務開始前は自動応答によって電話が繋がらなかったことも理由であり、所属長が注意指導した経過もないため、本件を直ちに欠勤として処理するべきものではないとの報告があった。

また、職員は、体調によってやむを得ず離席することを上司に報告しており、外勤時の業務の成果についても一定の記録が残されていることから、職務専念義務違反を行った事実は確認できなかったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局）。

- 連絡が遅れたのは、1回だけか。当該職員だけの特別な事案なのか。
- 複数回あった。一般的にも起こり得ることだが、他の職員については、確認していない。
- 電話が自動音声に切り替わってしまうのは、この職場だけなのか。
- この職場に限ったことではない。

6 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。